

【令和 4 年度第 3 回農村振興施策検討委員会】

中山間地域等直接支払交付金
宮城県中間年評価書（案）について

宮城県農政部農山漁村なりわい課

都道府県中間年評価書 (集落協定等の自己評価関係)

都道府県名	宮城県	担当部署	農政部農山漁村なりわい課
-------	-----	------	--------------

I 中山間地域等直接支払制度の実施状況（R3年度）

1. 制度の実施状況の概要

	協定数		農用地面積		交付額	
ア 集落協定	209	協定	2,096	ha	32,468	万円
a 基礎単価の対象	79	協定	408	ha	5,013	万円
b 体制整備単価の対象	130	協定	1,656	ha	26,008	万円
c 加算措置						
(a) 棚田地域振興活動加算		協定	0	ha	0	万円
(b) 超急傾斜農地保全管理加算	4	協定	33	ha	670	万円
(c) 集落協定広域化加算	5	協定	84	ha	253	万円
(d) 集落機能強化加算	3	協定	101	ha	278	万円
(e) 生産性向上加算	8	協定	208	ha	625	万円
イ 個別協定	7	協定	125	ha	735	万円
a 基礎単価の対象	4	協定	33	ha	110	万円
b 利用権設定等単価（10割単価）の対象	3	協定	93	ha	625	万円
c 超急傾斜農地保全管理加算		協定	0	ha	0	万円
合計	216	協定	2,221	ha	33,203	万円

【参考】

R3年耕地面積※	81,976	ha
----------	--------	----

※「耕地及び作付け面積統計」より転記

2. 集落協定の概要

	協定参加者数		交付面積		交付金額	
1 協定当たり平均値	16	人	10	ha	155	万円

【参考】

ア 協定参加者数	3,388	人
イ 交付金配分額	32,542	万円
a うち個人への配分	17,486	万円
b うち共同取組活動	15,056	万円

Ⅱ 都道府県による評価結果

1. 評価項目に対する都道府県の評価

(1) 集落協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動	135	68	4	1
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	123	82	2	1
b 水路・農道等の管理	140	65	1	1
c 多面的機能を増進する活動	137	67	2	1
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み	14	113	3	
b 集落戦略の話し合いに用いる地図の作成状況	5	105	15	
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算		1		
c 急傾斜農地保全管理加算	3			
d 集落協定広域化加算	1	4		
e 集落機能強化加算	1	5		
f 生産性向上加算	2	5		
オ 全体評価	優 145 (69%)	良 43 (21%)	可 19 (9%)	不可 1 (0%)

1の(1)について都道府県の総合的な所見【必須】

不可の1協定については、令和5年度から令和6年度（最終年度）まで公共工事により全農用地が土砂置場となり、活動実施が困難となるものである。

188の協定（優145協定、良43協定）では、計画どおりの取組が実施されており、令和6年度までに目標を達成することが期待できる。また、取組に不安がある19協定については、市町村の指導・助言により令和6年度までの目標達成が見込まれる。

ア、イ、エ

- ◎：最終年においても活動の実施が確実に見込まれる
- ：最終年においても活動の実施が見込まれる
- △：市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる
- ×：最終年においても活動の実施が困難

ウのa

- ◎：最終年までに作成が確実に見込まれる（作成済み）
- ：最終年までに作成が見込まれる
- △：最終年までの作成に不安がある
- ×：最終年までの作成見込みが立っていない

ウのb

- ◎：作成済み
- ：最終年までに作成が見込まれる
- △：最終年までの作成に不安がある
- ×：最終年までの作成見込みが立っていない

オ【全体評価の基準】

- 優：評価項目のアからエが◎又は○であること
- 良：評価項目のアからエに×がなく、アとイ及びエに△がないこと
- 可：評価項目のアからエに×がないこと
- 不可：評価項目のアからエに×があること

(2) 個別協定

評価項目	評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託	6	1		
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	6	1		
b 水路・農道等の管理	6	1		
c 多面的機能を増進する活動	6			
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項	4			
エ 加算措置（超急傾斜農地保全管理加算）				
オ 全体評価	優	良	可	不可
	7 (100%)			

1の(2)について都道府県の総合的な所見【必須】

個別協定については、全7協定で計画どおりの取組が実施されており、令和6年度までに目標を達成することが期待できる。

1について第三者機関の意見【必須】

令和6年度の目標達成に向け、市町村の指導・助言が適切に行われるように関係機関のサポートが必要である。

ア, イ
◎:最終年においても活動の実施が確実に見込まれる
○:最終年においても活動の実施が見込まれる
△:市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる
×:最終年においても活動の実施が困難

ウ, エ
◎:最終年までに目標達成が確実に見込まれる(目標達成済み)
○:最終年までに目標達成が見込まれる
△:市町村が指導・助言することで、最終年までに目標達成が見込まれる
×:市町村が指導・助言したとしても、最終年までに目標達成が困難

オ【全体評価の基準】
優:評価項目のアからエが◎又は○であること
良:評価項目のアからエに×がなく、アとエに△がないこと
可:評価項目のアからエに×がないこと
不可:評価項目のアからエに×があること

2. 評価が「△」・「×」の評価項目に対する指導・助言の状況

(1) 集落協定

評価項目	指導・助言の内容の内訳（内訳ごとの協定数）									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
ア 集落マスタープランに係る活動	2				1	1			1	
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項										
a 耕作放棄の防止等の活動						1				
b 水路・農道等の管理						1				
c 多面的機能を増進する活動	1			1						
ウ 集落戦略の作成										
a 集落戦略の作成状況・作成見込み		3			2					
b 地図の作成状況		15			5					
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み										
a 棚田地域振興活動加算										
b 超急傾斜農地保全管理加算										
c 集落協定広域化加算										
d 集落機能強化加算										
e 生産性向上加算										

(2) 個別協定

評価項目	指導・助言の内容の内訳（内訳ごとの協定数）									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託										
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項	A: 話し合いによる活動内容の徹底 B: 目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等 C: 専属の担当者やチームによる徹底した活動 D: 協定参加者以外も含めた地域全体による活動の推進 E: 市町村・JA等の関係機関とも連携した活動の推進 F: 近隣の集落や協定とも連携した活動の推進 G: 農業法人や地域の担い手とも連携した活動の推進 H: 農外の組織・団体とも連携した活動の推進 I: 活動内容の見直し(加算措置以外の項目) J: その他()									
a 耕作放棄の防止等の活動										
b 水路・農道等の管理										
c 多面的機能を増進する活動										
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項										
エ 加算措置 (超急傾斜農地保全管理加算)										

3. 集落協定の話合いの回数と集落戦略の作成

(1) 集落協定の話合いの回数

		全協定数	話合い回数（回数ごとの協定数）			
			0回	1回	2回	3回以上
集落協定の話合いの状況	R 2年度	204	0 (0%)	9 (4%)	55 (27%)	140 (69%)
	R 3年度	208	0 (0%)	7 (3%)	22 (11%)	179 (86%)
	R 2集落戦略	126	25 (20%)	76 (60%)	17 (13%)	8 (6%)
	R 3集落戦略	130	11 (8%)	42 (32%)	46 (35%)	31 (24%)

3の(1)について都道府県の所見【必須】

令和3年度には前年度に比べ話合い回数が増加したが、より一層、話合いを活性化させる必要がある。

また、集落戦略の話合いについても若干増加傾向であるが、集落戦略作成に至るまでの話合いが十分に確保出来ていない状況である。

(2) 集落戦略作成の話合いの参加者

話合いの参加者	協定数	割合
① 協定参加者	101 協定	77.7 %
② 協定参加者以外の集落の住民	7 協定	5.38 %
③ 農業委員等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	6 協定	4.62 %
④ NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者	1 協定	0.77 %
⑤ 協定役員のみ	31 協定	23.8 %
⑥ 話合いをしていない	3 協定	2.31 %

3の(2)について都道府県の所見【必須】

協定参加者のみの話合いに留まっている協定が多いことから、非農家、関係機関の担当者、専門家等、広い参集範囲のもとに合意形成を図っていくことが必要である。

3について第三者機関の意見【必須】

集落戦略の作成に当たっては、幅広い参集範囲で合意形成を図るため、専門的知識を有する方々の参画など、必要な外部支援を図りながら取り組む必要がある。

4. 市町村に要望する支援内容

(1) 集落協定

(2) 個別協定

市町村に要望する支援内容	協定数	割合	市町村に要望する支援内容	協定数	割合
① 協定書作成に係る支援	127	協定 60.8 %	① 協定書作成に係る支援	3	協定 42.9 %
② 集落戦略作成に係る支援	104	協定 49.8 %	② 目標達成に向けた支援	4	協定 57.1 %
③ 目標達成に向けた支援	36	協定 17.2 %	③ 集落協定の立ち上げに向けた支援		協定 0 %
④ 協定の統合・広域化への支援	9	協定 4.31 %	④ 協定対象面積の拡大に向けた支援	2	協定 28.6 %
⑤ 事務負担軽減に向けた支援	87	協定 41.6 %	⑤ 事務負担軽減に向けた支援	2	協定 28.6 %
⑥ ①～⑤以外の支援	6	協定 2.87 %	⑥ ①～⑤以外の支援	1	協定 14.3 %
⑦ 特に支援を要望しない	30	協定 14.4 %	⑦ 特に支援を要望しない	3	協定 42.9 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

協定書作成・集落戦略作成に係る支援，また事務負担軽減に向けた支援を要望している集落協定が多いことから，書類作成等を含めた事務作業が大きな負担となっていると考えられ，事務委任等による事務負担軽減策を検討する必要がある。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

協定内の事務作業等は，行政・農協・改良区OB等に頼っている実態を重視し，国は農業DXを推進していくなかで事務作業の簡便化・軽減化実現に向けて抜本的な改革を断行していただきたい。

Ⅲ 次期対策（令和7年度～）等

1. 継続の意向等

(1) 集落協定

次期対策（令和7年度～）での活動継続の意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		197	協定 94.3 %
の広 意域 向化	広域化の意向がある	20	協定 10.2 %
	広域化の意向はない	181	協定 91.9 %
廃止意向の協定数		11	協定 5.26 %
協定 廃止 の理 由	① 活動の中心となるリーダーの高齢化のため	6	協定 54.5 %
	② 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	9	協定 81.8 %
	③ 地域農業の担い手がないため	5	協定 45.5 %
	④ 農業収入が見込めないため	5	協定 45.5 %
	⑤ 鳥獣被害の増加	4	協定 36.4 %
	⑥ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	4	協定 36.4 %
	⑦ 圃場条件が悪いため	3	協定 27.3 %
	⑧ 事務手続きが負担なため	3	協定 27.3 %
	⑨ 交付金の遡及返還への不安なため		協定 0 %
	⑩ 統合の相手先となる協定が近隣にないため		協定 0 %
	⑪ 協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため		協定 0 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理が可能なため		協定 0 %
	⑬ その他	3	協定 27.3 %

(2) 個別協定

次期対策（令和7年度～）の継続意向等		協定数	割合
継続意向の協定数		7 協定	100 %
廃止意向の協定数		協定	0 %
協定 廃止 の 理 由	① 高齢化による体力低下や病気のため	協定	%
	② 後継者がいないため	協定	%
	③ これ以上の規模拡大が困難なため	協定	%
	④ 集落協定に参加するため	協定	%
	⑤ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	協定	%
	⑥ 農業収入が見込めないため	協定	%
	⑦ 鳥獣被害が増加しているため	協定	%
	⑧ 圃場条件が悪いため	協定	%
	⑨ 事務手続きが負担なため	協定	%
	⑩ 交付金の遡及返還が不安なため	協定	%
	⑪ 近隣の協定が農地を引き受けてくれるため	協定	%
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理ができるため	協定	%
	⑬ その他	協定	%

集落協定の広域化等に対する推進方針

現在、集落協定広域化加算を受けている5協定においては、継続的な集落活動が行えるよう市町村と連携を図りながら支援する。また、広域化の意向がある20協定については、関係市町村と連携を図りながら近隣協定との広域化の可否について検討する。

廃止意向の協定に対する働きかけの方針

次期対策に向け、事業説明を行いながら、近隣協定との広域化や統合を視野に市町村と連携を図りながら事業継続に向けた取組を支援する。

1の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

広域化の意向がある協定のみならず、廃止意向の協定においても、粗放的農地管理等を視野に入れながら、広域化へ向けた近隣協定との調整が必要である。

2. 協定の役員

(1) 集落協定

① 代表者

年齢	～59歳	20人 (10%)	60～69歳	64人 (31%)	70～79歳	104人 (50%)	80歳～	20人 (10%)
代表者になってからの年数	～2年	40人 (19%)	3年～7年	79人 (38%)	8年～	89人 (43%)		
次期対策での代表者の継続の目途	ある	173 (88%)	協定	ない	24 (12%)	協定		

② 事務担当者（会計）

年齢	～59歳	52人 (25%)	60～69歳	89人 (43%)	70～79歳	65人 (31%)	80歳～	2人 (1%)
担当者になってからの年数	～2年	31人 (15%)	3年～7年	83人 (40%)	8年～	94人 (45%)		
次期対策での担当者の継続の目途	ある	189 (96%)	協定	ない	8 (4%)	協定		

③ 事務委託等の状況

事務委任の有無		現在				今後			
なし		191	協定	91.4	%	189	協定	90.4	%
あり		6	協定	2.87	%	8	協定	3.83	%
委任先	行政書士・公認会計士		協定	0	%	2	協定	25	%
	事務組合		協定	0	%		協定	0	%
	NPO		協定	0	%		協定	0	%
	集落法人		協定	0	%		協定	0	%
	J A		協定	0	%		協定	0	%
	土地改良区		協定	0	%		協定	0	%
	個人	1	協定	16.7	%	1	協定	12.5	%
	その他	5	協定	83.3	%	5	協定	62.5	%

(2) 個別協定

交付対象者

交付対象者	個人	4 協定 (57%)	法人	3 協定 (43%)	任意 組織	協定 (0%)	その他	協定 (0%)
年齢	～59歳	1 人 (14%)	60～ 69歳	3 人 (43%)	70～ 79歳	3 人 (43%)	80歳～	人 (0%)
後継者の有無	いる	3 協定 (43%)	いない	4 協定 (57%)				

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

市町村に要望する支援内容において、127協定で協定書作成に係る支援、87協定で事務負担軽減に向けた支援を要望しているが、実際に事務委任を行っているのは6協定に留まっているため、この6協定の事務委任先で広域的に事務受入れできる体制整備等を検討する必要がある。また個別協定においては、計画どおりの取組が行われているが、半数以上で後継者不足となっており、後継者確保に向けた取組が必要である。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

事務委任による集落協定活動への影響について検討を行い、関係者で共有していくことが肝要である。また、個別協定において7割が後継者不足である実態を踏まえ、後継者の確保や活動の広域化に取り組む必要がある。

都道府県中間年評価書
(集落協定等へのアンケート関係)

都道府県名	宮城県	担当部署	農政部農山漁村なりわい課
-------	-----	------	--------------

Ⅳ アンケート調査の対象協定（集落）等数

	協定等数		アンケート実施 協定等数	
	協定	集落	協定	集落
集落協定	209	協定	41	協定
個別協定	7	協定	7	協定
廃止協定	4	協定	4	協定
未実施集落	22	集落	14	集落
市町村	13	市町村	13	市町村

V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価

1 集落協定の範囲等

(1) 協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

	協定数	割合
① 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1	0 協定	0 %
② 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2	5 協定	12.2 %
③ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-1	14 協定	34.15 %
④ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-2	12 協定	29.27 %
⑤ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1	4 協定	9.756 %
⑥ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2	6 協定	14.63 %

(2) 集落協定の話し合いの持ち方

	協定数	割合
① 中山間地域等直接支払制度のための話し合いを開催	37 協定	90.24 %
② 地域の他の話し合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話し合いを開催	4 協定	9.756 %

2 集落戦略

(1) 集落戦略の作成に当たっての工夫

	協定数	割合
① アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫した	2 協定	4.878 %
② 話し合いをリードする者を活用して進めた	6 協定	14.63 %
③ 市町村や関係機関の協力を得て進めた	2 協定	4.878 %
④ 協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	12 協定	29.27 %
⑤ 担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	5 協定	12.2 %
⑥ 集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話し合いの単位を小さくして作成した	0 協定	0 %
⑦ その他	0 協定	0 %
⑧ 特になし	1 協定	2.439 %
⑨ まだ作成していない	11 協定	26.83 %

(2) 集落戦略の作成の効果

	協定数		割合	
①集落営農を組織化・法人化した又はその計画がある		協定	0	%
②認定農業者や新規就農者を確保した又は確保する計画がある	3	協定	7.317	%
③集落でまとまって農地中間管理機構に農用地を貸し付けた又はその手続きを進めている		協定	0	%
④一部の農用地を農地中間管理機構に貸し付けた又はその手続きを進めている		協定	0	%
⑤担い手に農用地を貸し付けた又はその計画がある（農地中間管理機構を使わないケース）	11	協定	26.83	%
⑥基盤整備等により耕作条件を改善した又はその計画がある		協定	0	%
⑦スマート農業等の省力化技術を導入した又はその計画がある	2	協定	4.878	%
⑧耕作条件が劣る農地の粗放的管理や林地化を実施又はその計画がある	2	協定	4.878	%
⑨鳥獣害対策を実施した又はその計画がある	13	協定	31.71	%
⑩所得確保のため高収益農産物の生産や加工等を始めた又はその計画がある		協定	0	%
⑪他の協定等との統合・連携をした又はその計画がある		協定	0	%
⑫高齢者等への声掛けや見守り等の生活支援活動を開始した又はその計画がある	2	協定	4.878	%
⑬特に何もしていない	4	協定	9.756	%
⑭その他		協定	0	%

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

前向きな前提条件の下、集落戦略を作成しており、担い手への農地貸付や鳥獣被害対策などの効果発現が期待できる。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

担い手への農地貸付や鳥獣被害対策には一定の効果が期待できる。
 なお、アンケートは抽出調査ではなく、すべての協定を対象に実施すべきと考える。（国への要望）

※ アンケート対象の集落協定数が5未満の都道府県は、「V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

3 加算措置に取り組む際に中心となった者

	協定数				
	広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算
①協定代表者	(0%)	1 (2%)	2 (5%)	(0%)	1 (2%)
②協定代表者以外の協定参加者	(0%)	(0%)	1 (2%)	(0%)	(0%)
③統合された集落協定又は集落の側から	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
④市町村等の行政からの働きかけ	(0%)	1 (2%)	(0%)	(0%)	1 (2%)
⑤その他	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)

4 第5期対策における本制度の効果について

(1) 本制度に取り組まなかった場合に協定対象農地が荒廃農用地になっていた割合

	協定数		割合	
①協定対象農用地の1割未満	7	協定	17.07	%
②協定対象農用地の1～3割	17	協定	41.46	%
③協定対象農用地の3～5割	10	協定	24.39	%
④協定対象農用地の5割以上	3	協定	7.317	%
⑤荒廃化していない	4	協定	9.756	%

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数		割合	
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	29	協定	70.73	%
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	11	協定	26.83	%
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	1	協定	2.439	%

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数		割合	
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	3	協定	7.317	%
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	4	協定	9.756	%
③以前と変わらない	3	協定	7.317	%
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った	1	協定	2.439	%
⑤その他		協定	0	%

(3) 本制度や加算に取り組んだことによる効果

	協定数					
	ア 制度による全体の効果	イ 加算に取り組んだことによる効果				
		広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算
①荒廃農地の発生防止	41 (100%)	0 (0%)	1 (2%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (5%)
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	41 (100%)	0 (0%)	1 (2%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (2%)
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	10 (24%)	0 (0%)	1 (2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
④農業（農外）収入が増加した	2 (5%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (2%)	0 (0%)	0 (0%)
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	3 (7%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑥担い手への農地の集積・集約が進んだ	7 (17%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑦鳥獣被害が減少した	21 (51%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (2%)	0 (0%)	1 (2%)
⑧荒廃農地を再生した	2 (5%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (2%)
⑨都市住民等との交流が増加した	2 (5%)	0 (0%)	1 (2%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (2%)
⑩定住者等を確保した	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	2 (5%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	21 (51%)	0 (0%)	1 (2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑬その他	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
⑭特に効果は感じられない	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

4の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

本制度の活用で水路・道路などの維持や鳥獣被害対策を講じ、地域の環境が保全されたことで、荒廃農地の発生防止とともに集落機能の維持に繋がった。

4の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

本制度が中山間地域の農地保全等に寄与していると考えられる一方で、加算活用の協定が少ないことから、理由を整理し加算への参加を促すことが必要である。

5 集落協定が実施している各種の活動

(1) 集落協定が実施している活動

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①協定対象農用地以外の農用地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	22 (54%)	15 (37%)
②協定対象農用地に隣接しない農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	15 (37%)	10 (24%)
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	12 (29%)	8 (20%)
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	0 (0%)	1 (2%)
⑤農作業の共同化	12 (29%)	8 (20%)
⑥農業機械の共同利用	11 (27%)	8 (20%)
⑦鳥獣害対策	17 (41%)	20 (49%)
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	7 (17%)	4 (10%)
⑨都市住民との交流活動	3 (7%)	4 (10%)
⑩農産物の販売・加工	5 (12%)	4 (10%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	4 (10%)	1 (2%)
⑫生き物観察や生物保全活動	4 (10%)	4 (10%)
⑬その他	0 (0%)	0 (0%)
⑭協定対象農用地の保全活動、農道・水路等の維持・管理活動以外の活動はしていない	8 (20%)	2 (5%)

(2) (1)の活動に当たっての連携組織

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①市町村、都道府県	9 (22%)	8 (20%)
②自治会、町内会	8 (20%)	5 (12%)
③子ども会、婦人会、青年会、老人会、地域の団体	4 (10%)	2 (5%)
④地域運営組織	1 (2%)	1 (2%)
⑤社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人	0 (0%)	0 (0%)
⑥保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校	1 (2%)	1 (2%)
⑦大学	1 (2%)	1 (2%)
⑧他の集落協定、集落営農組織、多面的機能支払交付金の活動組織、土地改良区、JA	6 (15%)	6 (15%)
⑨民間企業	0 (0%)	0 (0%)
⑩地域おこし協力隊	0 (0%)	1 (2%)
⑪その他	1 (2%)	0 (0%)
⑫連携している組織はない	22 (54%)	14 (34%)

5の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

22協定で協定対象農用地以外の農用地の保全活動を行っているが、今後の予定では15協定に減少しており、高齢化や担い手不足等により継続的な活動が困難な状況である。
また現在、22協定で他組織と連携せず活動しているが、今後の予定で14協定に減少することから、多様な組織との連携を考えているものと推察される。

5の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

今後の集落協定の活動には、多様な組織との連携が鍵になると考えられることから、担当部署によるマッチングの強化を期待する。

V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価

1 第5期対策における本制度の効果

(1) 本制度に取り組みなかった場合に協定対象農用地が荒廃農地になっていた割合

	協定数		割合	
①協定対象農用地の1割未満		協定	0	%
②協定対象農用地の1～3割	3	協定	43	%
③協定対象農用地の3～5割	1	協定	14	%
④協定対象農用地の5割以上	3	協定	43	%
⑤荒廃化していない		協定	0	%

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数		割合	
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	3	協定	43	%
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	3	協定	43	%
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	1	協定	14	%

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数		割合	
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	3	協定	43	%
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた		協定	0	%
③以前と変わらない		協定	0	%
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った		協定	0	%
⑤その他		協定	0	%

(3) 本制度に取り組んだことによる効果

	協定数		割合	
①荒廃農地の発生防止	7	協定	100	%
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	6	協定	86	%
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	2	協定	29	%
④農業（農外）収入が増加した	1	協定	14	%
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した		協定	0	%
⑥担い手への農地の集積・集約化が進んだ	1	協定	14	%
⑦鳥獣被害が減少した	3	協定	43	%
⑧荒廃農地を再生した		協定	0	%
⑨都市住民等との交流が増加した		協定	0	%
⑩定住者等を確保した		協定	0	%
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した		協定	0	%
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された		協定	0	%
⑬その他		協定	0	%
⑭特に効果は感じられない		協定	0	%

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

本制度の活用で水路・道路などの維持や鳥獣被害対策を講じ、地域の環境が保全されたことで、荒廃農地の発生防止に繋がった。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

本制度の取組により、水路・道路等の維持、地域の環境保全、鳥獣被害の減少などにも効果があることが分かる。

※ アンケート対象の個別協定数が5未満の都道府県は、「V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 今後の経営意向

(1) 経営規模の拡大意向

	協定数		割合	
①規模拡大の意向がある	2	協定	29	%
②現状維持	4	協定	57	%
③規模拡大より農地を集約したい	1	協定	14	%
④規模を縮小したい(農業経営をやめる意向を含む)		協定	0	%

(2) 規模拡大に当たっての農用地の条件

	協定数		割合	
①農地面積や圃場条件にはこだわらない	1	協定	14	%
②基盤整備済みの圃場であること	1	協定	14	%
③農業用水(灌水施設を含む)が利用できること	2	協定	29	%
④鳥獣害防止柵等の対策が講じられていること		協定	0	%
⑤農道の整備やほ場に大型機械が入ること	1	協定	14	%
⑥日当たりや水はけの良い圃場であること	3	協定	43	%
⑦環境保全型農業に適した圃場であること		協定	0	%
⑧ほ場が面的にまとまっていること	1	協定	14	%
⑨賃料が安いこと	2	協定	29	%
⑩その他		協定	0	%

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

経営規模では、2協定で規模拡大の意向があり、その場合の条件として、農業用水の確保、排水対策などの農地条件が大半を占めている。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

農業用水の確保、排水対策など、担い手が規模を拡大しやすい条件を整備する必要がある。

V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価

1 第4期末まで協定対象農用地として維持・管理してきた農用地の現在の状況

	元協定数	割合
① 荒廃した農用地がある	2 協定	50 %
② 作付けしない農用地がある	3 協定	75 %
③ 転用された農用地がある	協定	0 %
④ 林地化（植林）された農用地がある	協定	0 %
⑤ 景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある	協定	0 %
⑥ 担い手から所有者に返還された農用地がある	協定	0 %
⑦ 担い手に貸し付けされた農用地がある	1 協定	25 %
⑧ 鳥獣被害が発生している	2 協定	50 %
⑨ 災害による被害を受けた農用地がある	1 協定	25 %
⑩ 基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）	協定	0 %
⑪ 以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	1 協定	25 %
⑫ その他	協定	0 %

1 について都道府県の所見【必須】

対象外

1 について第三者機関の意見【必須】

対象外

※ アンケート対象の廃止協定数が5未満の都道府県は、「V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 集落の共同活動

(1) 現在の集落での共同活動

	元協定数	割合
① 農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	1 協定	25 %
② 農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	協定	0 %
③ 鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	1 協定	25 %
④ 維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	協定	0 %
⑤ 農作業の共同化	協定	0 %
⑥ 農業機械の共同利用	協定	0 %
⑦ 鳥獣害対策	2 協定	50 %
⑧ 放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	協定	0 %
⑨ 都市住民との交流活動	協定	0 %
⑩ 農産物の販売・加工	協定	0 %
⑪ 地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	協定	0 %
⑫ 生き物観察や生物保全活動	協定	0 %
⑬ その他	協定	0 %
⑭ 集落で共同活動は実施していない	2 協定	50 %

(2) 現在の共同活動の参加者の数

	元協定数	割合
① 集落協定の活動していた当時より減った	4 協定	100 %
② 集落協定の活動していた当時より増えた	協定	0 %
③ 集落協定の活動していた当時と変わらない	協定	0 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

対象外

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

対象外

3 5年後（令和10年度）の集落の状況

(1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	協定 0	%
②いない	4 協定 100	%

(2) 地域の農業の「担い手」の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	3 協定 75	%
②いない	1 協定 25	%

(3) 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	元協定数	割合
①集落の農用地の1割未満が荒廃する	協定 0	%
②集落の農用地の1～3割が荒廃する	協定 0	%
③集落の農用地の3～5割が荒廃する	協定 0	%
④集落の農用地の5割以上が荒廃する	2 協定 50	%
⑤荒廃化しない	2 協定 50	%

3の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

対象外

3の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

対象外

4 集落協定の範囲等

(1) 元協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

	協定数	割合
①1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1	協定 0	%
②1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2	1 協定 25	%
③1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-1	協定 0	%
④1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-2	1 協定 25	%
⑤1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1	協定 0	%
⑥1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2	2 協定 50	%

(2) 集落協定の話し合いの持ち方

	協定数	割合
①中山間地域等直接支払制度のための話し合いを開催	4 協定 100	%
②地域の他の話し合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話し合いを開催	協定 0	%

5 近隣の集落協定から誘いがあった場合の対応

	元協定数	割合
①元協定参加農家の中には、参加する農家もいると思われる	1 協定 25	%
②活動に参加する農家はない	3 協定 75	%
③近隣集落に協定がない	協定 0	%

5について都道府県の所見【必須】

対象外

5について第三者機関の意見【必須】

対象外

V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価

1 現在の集落の状況

(1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の有無

	集落数	割合
①いる	13 集落	93 %
②いない	1 集落	7 %

(2) 地域の農業の「担い手」の有無

	集落数	割合
①いる	9 集落	64 %
②いない	5 集落	36 %

(3) 現在の集落での共同活動

	集落数	割合
①農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	7 集落	50 %
②農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	9 集落	64 %
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	5 集落	36 %
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	集落	0 %
⑤農作業の共同化	3 集落	21 %
⑥農業機械の共同利用	2 集落	14 %
⑦鳥獣害対策	7 集落	50 %
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	1 集落	7 %
⑨都市住民との交流活動	集落	0 %
⑩農産物の販売・加工	2 集落	14 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	4 集落	29 %
⑫生き物観察や生物保全活動	2 集落	14 %
⑬その他	2 集落	14 %
⑭集落で共同活動は実施していない	4 集落	29 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

10集落において、本制度を活用している集落協定と同様な共同活動を実施していることから、関係市町村と情報共有し、対象農用地の要件（地形条件等）の確認等を行い、本制度活用の可能性について検討する。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

当該市町村や関係機関・団体等と連携し、未実施集落への情報提供等を積極的に行い、制度の理解と活用に向けた支援が必要である。

※ アンケート対象の未実施協定数が5未満の都道府県は、「V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 農用地の状況

(1) 農用地の耕作者

	集落数	割合
①地域の担い手が主に耕作	集落	0 %
②地域の担い手と各農家がそれぞれ耕作	7 集落	50 %
③各農家がそれぞれ耕作	7 集落	50 %
④ほとんどの農地が荒廃化し、誰も耕作していない	集落	0 %

(2) 集落の農用地の状況

ア 最近5年間の集落の農用地の状況の変化

	集落数	割合
① 荒廃した農用地がある	8 集落	57 %
② 作付けしない農用地がある	8 集落	57 %
③ 転用された農用地がある	4 集落	29 %
④ 林地化（植林）された農用地がある	1 集落	7 %
⑤ 景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある	1 集落	7 %
⑥ 担い手から所有者に返還された農用地がある	集落	0 %
⑦ 担い手に貸し付けされた農用地がある	5 集落	36 %
⑧ 鳥獣被害が発生している	10 集落	71 %
⑨ 災害による被害を受けた農用地がある	2 集落	14 %
⑩ 基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）	1 集落	7 %
⑪ 以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	2 集落	14 %
⑫ その他	集落	0 %

イ 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	集落数	割合
① 集落の農用地の1割未満が荒廃する	4 集落	29 %
② 集落の農用地の1～3割が荒廃する	7 集落	50 %
③ 集落の農用地の3～5割が荒廃する	3 集落	21 %
④ 集落の農用地の5割以上が荒廃する	集落	0 %
⑤ 荒廃化しない	集落	0 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

10集落で鳥獣被害が発生しており、被害による営農意欲の減退や耕作者の高齢化などから、今後も荒廃農地の増加が懸念される。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

荒廃農地や鳥獣被害の増加がみられる未実施集落においては、関係市町村と連携し、本制度の導入などの対策検討が必要である。

3 中山間地域等直接支払制度の認知度

(1) 中山間地域等直接支払制度を知っているか

	集落数	割合
① 聞いたこともあり、少しは制度の内容を知っている	9 集落	64 %
② 制度があることは知っているが、内容は知らない	4 集落	29 %
③ 知らない	1 集落	7 %

(2) 中山間地域等直接支払制度が集落の話合いで出たことがあるか

	集落数	割合
① 集落で中山間地域等直接支払制度の話が出たことがある	8 集落	57 %
② 出たことはない	6 集落	43 %

(3) 中山間地域等直接支払制度に取り組まなかった理由

	集落数	割合
①集落内の合意が取れなかったため	4 集落	29 %
②交付金の返還等の要件が厳しかったため	1 集落	7 %
③事務手続きが負担となるため	3 集落	21 %
④制度の対象となる農用地の要件を満たさなかったため	3 集落	21 %
⑤取り組むに当たって、中心となるリーダーがいなかったため	2 集落	14 %
⑥農家が高齢化しており、5年間続ける自信がなかったため	5 集落	36 %
⑦地域農業の中心となる者がいなかったため	2 集落	14 %
⑧農業収入が見込めなかったため	2 集落	14 %
⑨鳥獣被害が増加していたため	2 集落	14 %
⑩近隣の集落も取り組んでいなかったため	集落	0 %
⑪ほ場条件が悪いため	3 集落	21 %
⑫中山間地域等直接支払制度がなくても農用地の維持・管理が可能であるため	2 集落	14 %
⑬その他	集落	0 %

(4) 中山間地域等直接支払制度に取り組む意向の有無

	集落数	割合
①ある	4 集落	29 %
②ない	10 集落	71 %

3の(1)から(4)について都道府県の所見【必須】

本制度に取り組む意欲のある集落については、関係市町村と情報共有し、対象農用地の要件（地形条件等）の確認等を行い、本制度活用の可能性について検討する。

3の(1)から(4)について第三者機関の意見【必須】

本制度に取り組む意向がない集落についても、個々の集落について精査し、集落リーダー等へ本制度の内容等を丁寧に説明しながら、活用を働き掛ける必要がある。

V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価

1 第5期対策の中山間等直接支払制度の効果

(1) 荒廃農地の発生・防止への貢献の程度

	市町村数	割合
①かなり貢献した	7 市町村	54 %
②一定程度貢献した	6 市町村	46 %
③やや貢献した	市町村	0 %
④貢献していない	市町村	0 %

(2) 本制度の効果

	協定数	割合
①荒廃農地の発生防止	13 市町村	100 %
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	13 市町村	100 %
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	5 市町村	38 %
④農業（農外）収入が増加した	市町村	0 %
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	2 市町村	15 %
⑥担い手への農地の集積・集約が進んだ	4 市町村	31 %
⑦鳥獣被害が減少した	8 市町村	62 %
⑧荒廃農地を再生した	1 市町村	8 %
⑨都市住民等との交流が増加した	2 市町村	15 %
⑩定住者等を確保した	市町村	0 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始した	1 市町村	8 %
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	5 市町村	38 %
⑬その他	市町村	0 %
⑭特に効果は感じられない	市町村	0 %

(3) 本制度の必要性

	協定数	割合
①現行制度を維持し、制度を継続する必要がある	8 市町村	62 %
②制度の見直しを行い、継続する必要がある	5 市町村	38 %
③制度を廃止しても構わない	市町村	0 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

13市町村において、本制度を活用して、荒廃農地の発生防止、水路・農道等の維持、地域の環境保全など、一定以上の効果発現を認めており、本制度の継続を求めている。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

回答市町村の約4割が本制度の見直しを要請していることから、より活用しやすい制度にする必要がある。

※ アンケート対象の市町村数が5未満の都道府県は、「V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 本制度の改善点等

(1) 本制度の改善点

	協定数	割合
①対象地域の要件緩和	6 市町村	46 %
②傾斜区分の要件緩和	7 市町村	54 %
③一団の農用地（1ha以上）の要件緩和	7 市町村	54 %
④協定活動期間（5年間）の緩和	5 市町村	38 %
⑤必須活動の内容の緩和	3 市町村	23 %
⑥集落戦略の内容の簡素化	9 市町村	69 %
⑦集落マスタープランの活動方策の内容の見直し	2 市町村	15 %
⑧交付単価の増額	5 市町村	38 %
⑨加算の充実	1 市町村	8 %
⑩交付金返還規定の緩和	4 市町村	31 %
⑪協定書様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減	10 市町村	77 %
⑫その他	市町村	0 %

(2) 集落や農用地を維持するための支援や対策

	協定数		割合	
①農業の担い手を確保するための支援	11	市町村	85	%
②担い手への農地の集積・集約化のための支援	5	市町村	38	%
③地域外からの定住者等を確保するための支援	4	市町村	31	%
④集落協定の広域化や統合に対する支援	4	市町村	31	%
⑤鳥獣害対策に対する支援	12	市町村	92	%
⑥高収益作物の生産やブランド化、農産物加工に対する支援	1	市町村	8	%
⑦機械の共同利用や農作業の効率化に対する支援	4	市町村	31	%
⑧地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）に対する支援	2	市町村	15	%
⑨地域の各種団体と連携・協力し、地域の農用地を守る仕組みを構築する取組への支援	4	市町村	31	%
⑩都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報を発信するための支援		市町村	0	%
⑪地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援	5	市町村	38	%
⑫農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備に対する支援	6	市町村	46	%
⑬傾斜地において、安全に農作業できる農業用機械の購入に対する支援	7	市町村	54	%
⑭その他	1	市町村	8	%
⑮特になし		市町村	0	%

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

集落戦略の内容の簡素化や協定書・申請手続き等の簡素化など、事務負担の軽減を求める市町村が多く、次いで対象地域、傾斜区分、一団地の農用地に係る要件緩和を求めている。
また今後望まれる支援として、12市町村が鳥獣害対策、次いで11市町村で農業の担い手確保を挙げている。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

集落や農用地を維持するための支援や対策については、各項目の具体的内容を把握して制度の改善や運用に反映させることが肝要である。

3 今後の農地利用や集落機能等

(1) 次期対策

ア 次期対策における協定数

	協定数		割合	
①おおむね現状維持が見込まれる	7	市町村	54	%
②若干の減少が見込まれる	6	市町村	46	%
③かなりの減少が見込まれる		市町村	0	%
④ほぼすべての協定の廃止が見込まれる		市町村	0	%
⑤協定の統合・広域化が進むことが見込まれる		市町村	0	%
⑥新規の協定や活動再開の協定により、協定数の増加が見込まれる		市町村	0	%

イ 協定数の減少要因

	協定数		割合	
①活動の中心となるリーダーの高齢化のため	1	市町村	8	%
②協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	1	市町村	8	%
③地域農業の中心となる者がいないため		市町村	0	%
④農業収入が見込めないため		市町村	0	%
⑤鳥獣被害増加のため		市町村	0	%
⑥事務手続きが負担なため		市町村	0	%
⑦交付金の遡及返還が不安なため		市町村	0	%
⑧統合の相手先となる協定が近隣にないため		市町村	0	%
⑨協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため		市町村	0	%
⑩その他		市町村	0	%

ウ 集落協定の統合・広域化の推進方針

	協定数		割合	
①小規模集落協定に対して周辺の集落協定への統合を推進する	1	市町村	8	%
②高齢化が進んでいる集落協定に対して周辺集落協定への統合を推進する	3	市町村	23	%
③集落協定の規模等に関わらず統合を推進する		市町村	0	%
④集落協定に対して周辺の未実施集落の取り込みを推進する		市町村	0	%
⑤未実施集落に対する協定締結を推進する		市町村	0	%
⑥担い手に対して個別協定に取り組むことを推進する		市町村	0	%
⑦相談があれば対応するが、特段の推進は考えていない	10	市町村	77	%
⑧その他		市町村	0	%

(1) のアからウについて都道府県の所見【必須】

次期対策に向けて、活動の中心となるリーダーが高齢化すること、協定参加者の高齢化による活動意欲低下などから、若干の協定数の減少が考えられる。
また、広域化への取組については、ほとんどの市町村で、相談があれば対応する考えである。

(1) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

集落協定の統合・広域化の推進方針においては、受け身の自治体が多いことから、能動的に推進する姿勢が必要である。

(2) 5年後（令和10年）の農用地の利用、集落機能等

ア 農用地の荒廃状況

	協定数		割合	
①かなり荒廃化が進む	2	市町村	15	%
②やや荒廃化が進む	10	市町村	77	%
③荒廃化しない	1	市町村	8	%
④荒廃農地の解消が進む		市町村	0	%

イ 集落の寄り合いの回数

	協定数		割合	
①今よりも増加する		市町村	0	%
②今と変わらない	6	市町村	46	%
③今よりも減少する	7	市町村	54	%

ウ 集落の各種行事の回数

	協定数		割合	
①今よりも増加する		市町村	0	%
②今と変わらない	4	市町村	31	%
③今よりも減少する	9	市町村	69	%

(2) のアからウについて都道府県の所見【必須】

5年後の農用地の荒廃状況は、ほとんどの市町村で荒廃が進むと予測しており、集落の寄り合い回数と行事回数についても、現状維持若しくは減少すると回答している。今後、農用地の荒廃や集落機能の低下が懸念される。

(2) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

荒廃農地の増加や地域活動の取組が難しくなると懸念されるため、広域化を見据えた集落体制の構築が急務である。

4 集落戦略

(1) 集落戦略作成の推進に当たっての苦労

	協定数	割合
①話し合う場を設けることが困難であった	6 市町村	46 %
②協定参加者以外の参集に苦労した	2 市町村	15 %
③話し合いをリードする者の確保など、話し合いを進めることに苦労した	3 市町村	23 %
④担い手が耕作する農地を明確化することに苦労した	市町村	0 %
⑤草刈り等の管理のみを行う農地（粗放的利用する農地）を明確化することに苦労した	市町村	0 %
⑥地域の農業を担う担い手の目途が立たない	5 市町村	38 %
⑦地域の寄り合いや行事を主導するリーダーの目途が立たない	2 市町村	15 %
⑧高齢化が進み、10年後の農用地の将来像を考えること自体が難しかった	10 市町村	77 %
⑨協定を広域化したため、どの範囲でどうやって集落戦略を作成するかなどの調整に苦労した	市町村	0 %
⑩その他	市町村	0 %
⑪特になし	市町村	0 %

(2) 集落戦略作成の推進に当たっての工夫

	協定数	割合
①アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫した	1 市町村	8 %
②話し合いをリードする者を活用して進めた	4 市町村	31 %
③関係機関の協力を得て進めた	2 市町村	15 %
④協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	6 市町村	46 %
⑤担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	1 市町村	8 %
⑥集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話し合いの単位を小さくして作成した	市町村	0 %
⑦その他	1 市町村	8 %
⑧特になし	1 市町村	8 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

高齢者に将来像をイメージさせることの難しさが浮き彫りになっている。また、コロナ禍のため話し合いの場を設けられなかったことについては、今後、感染防止対策を徹底した上で、話し合いを再開していく必要がある。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

農林業だけの問題ではなく、自治組織の存続を含めた集落そのもののビジョン作成を促す必要がある。

5 農村RMOの推進の意向

	協定数	割合
①現在も推進しており、今後も推進する予定	市町村	0 %
②現在は推進していないが、今後は推進する予定	1 市町村	8 %
③現在は推進しているが、今後は推進しない予定	市町村	0 %
④現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定	9 市町村	69 %
⑤その他	3 市町村	23 %

5について都道府県の所見【必須】

農村RMOの推進に当たっては、関係市町村と連携しながら、地元住民を対象に事業内容や事例紹介などの説明会を開催し、周知を図る必要がある。

5について第三者機関の意見【必須】

農村RMOについては、具体的なイメージを行政担当者も抱けていないと推察され、具体的な事例紹介や事業内容について情報提供を積極的に行う必要がある。

都道府県の推進体制に関する自己評価票

都道府県名	宮城県	担当部署	農政部農山漁村なりわい課
1 市町村及び都道府県出先機関に対して行った本制度の推進内容			
(1) 協定の統合・広域化等に対する支援<全都道府県(令和2年度及び3年度状況)>			
①協定の統合・広域化を目指す協定の掘り起こし			○
②近隣協定への統合等を希望する協定や集落の掘り起こし			○
③統合・広域化に向けた話し合いに出席			
④協定や集落との意見調整			
⑤関係機関等に対して話し合いへの出席を依頼			
⑥目標達成に向けた技術的助言			
⑦事例紹介			
⑧協定役員等を参集した説明会の開催			
⑨市町村独自のマニュアル等の作成・配布			○
⑩その他	(その他の内容)		
⑪特に何もしていない			
(2) 廃止協定、未実施集落に対する支援<全都道府県(令和2年度及び3年度状況)>			
①集落の代表者や役員に対して活動を働きかけ			
②集落の話し合い等に出席し活動を働きかけ			
③近隣協定への参加を働きかけ			
④チラシ等を配布			
⑤制度の説明会への出席を依頼			
⑥その他	(その他の内容)未実施市町村への制度の説明		○
⑦特に何もしていない			
(3) 集落戦略作成に対する支援<全都道府県(令和2年度及び3年度状況)>			
①集落戦略の話し合いに出席			
②集落戦略の話し合いをリードする専門家等を紹介			
③関係機関等に対して話し合いへの出席を依頼			
④協定に対する技術的助言			
⑤事例紹介			
⑥協定役員等を参集した説明会の開催			○
⑦市町村独自のマニュアル等の作成・配布			○
⑧その他	(その他の内容)		
⑨特に何もしていない			

2 関係機関との連携状況

中山間地域等直接支払制度の推進、活動目標達成に向けた支援等に当たって、関係機関・団体等との連携状況＜全都道府県（令和4年度8月現在の状況）＞
（該当するものに「○」、特に連携を密にしている関係機関に「◎」）

①都道府県の農業担当以外の部局	
②都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）	
③農協中央会	
④農地中間管理機構	
⑤県土連	
⑥都道府県農業再生協議会	
⑦都道府県担い手育成総合支援協議会	
⑧都道府県農業法人協会	
⑨まちづくり関係の組織・団体	○
⑩福祉関係の組織・団体	
⑪その他	(その他の内容)
⑫特になし	

3 本制度の推進に対する自己評価（令和4年8月までの支援状況を評価）

（1）市町村及び都道府県出先機関に対する本制度の推進についての自己評価＜全都道府県＞	○
（2）関係機関との連携についての自己評価＜全都道府県＞	○
◎：十分な推進や支援を行っている ○：一定程度の推進や支援を行っている △：推進や支援を十分していない ×：推進や支援をしていない	